

音楽機材レンタルに関する同意書

借主である私は、貸主であるスタジオバースが所有する後記音楽機材（以下、機材という）を借り受けるにあたって、下記の件について確認した上、同意する。

第1条

賃貸の期間、賃料等の条件は下記のとおりとする。

- ①期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
②賃料 金 円 借主は、機材借り受け時に現金で支払いをする。また賃料以外に運搬料、オペレーター技術料、エンジニア技術料、調律料、設置料等が生じる場合は、借主が負担する。

第2条

借主は、善良な管理者の注意義務をもって機材を保管使用し、機材を毀損し、あるいは価値を減少させるようなことをしてはならない。

第3条

借主は、上記賃貸期間を厳守しなければならない。但し、借主は、貸主に賃貸期間の延長を事前に連絡し、貸主の承認がある場合は、賃貸期間の延長をできるものとする。延長した場合の賃料は借主が負担する。

第4条

機材の使用は日本国内のみとする。

第5条

借主は、賃貸期間中に生じた機材の毀損（通常の使用による損耗や故障等は除く）について、原則として修理代金実費及び修理期間中の賃料を負担する。機材の滅失についての損害額は、貸主の取得価格から定額法により使用期間に応ずる減価を控除した金額とする。なお修理不能の機材は、滅失として処理する。

第6条

貸主は、借主に対して、貸し出し時において機材が正常な性能を備えていることのみを担保し、機材の商品性及び借主の使用目的への適合性については担保しない。

第7条

借主が次の項目に該当するときは、貸主は、機材を引き上げることができる。

- (1) 本約款、または別途交わされた契約内容に違反した場合。
- (2) 強制執行、仮処分、仮差押等、借主の信用状況に著しい変化が生じたとき。

第8条

機材について、第三者が差押、仮差押等の執行をしようとしたときは、借主は貸主の所有物であることを主張し、差押、仮差押等の執行を防がなければならない。第三者が強制執行した場合、執行の取消のために要した費用は一切借主の負担とする。

第9条

本契約について紛争が生じたときの管轄裁判所は、貸主の所在地を管轄する地方裁判所とする。

第10条

各条項に生じた疑義又は定めのない事項は、借主と貸主の信義則に従い誠意を持って協議の上これを処理する。

平成 年 月 日

住 所

借主氏名

賃貸物件の表示

機材名、製造番号等及び貸出数